

韓国知的財産ニュース 2017年7月前期

(No. 346)

発行年月日：2017年7月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、7月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行規則一部改正令(案)立法予告
- 1-2 実用新案法施行規則一部改正令(案)立法予告
- 1-3 デザイン保護法施行規則一部改正令(案)立法予告

関係機関の動き

- 2-1 第4次産業革命の要となる国内外の知的財産権、一堂に集結
- 2-2 特許庁、仮想で体験する知的財産保護教育を実施

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許訴訟時、動画の提出を義務付けよう

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 急速冷凍方式のかき氷器に関する特許出願が活発
- 5-2 応用分野の広いプラズマに関する特許出願件数が増加
- 5-3 第4次産業革命、半導体製造技術に関する中核特許の確保がカギを握る
- 5-4 機能性サングラスに関する出願が増加
- 5-5 エネルギー貯蔵装置(ESS)用リチウム二次電池に関する特許出願件数が増加
- 5-6 有害環境から肌を守れ!
- 5-7 セシウムなど汚染物質の吸着剤に関する特許出願が増加

法律、制度関連

1-1 特許法施行規則一部改正令(案)立法予告

電子官報(2017.7.12)

産業通商資源部公告 第 2017-368 号

特許法施行規則を改正するに当たって国民に事前に知らせ、これに対する意見を聞くためにその改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条により次の通り公告します。

2017 年 7 月 12 日 産業通商資源部長官

特許法施行規則一部改正令(案)立法予告

1. 改正理由

消費者に特許に対する正確な情報を提供するために特許表示や特許出願表示方法を法律に明確に規定するなどの内容に「特許法」が改正(法律第 14691 号、2017.9.22 施行)され、法律と重複する施行規則の規定を整備する一方、設定登録と共に一部の請求項を放棄しようとする場合など特許登録及び特許証再発給過程で提出書類を簡素化して便宜性を高め、優先権証明書の電子的交換のために入力しなければならない情報を細分化し、「特許協力条約」に伴う国際出願時に利用可能な電子出願方式を多様化するなど現行制度を運営する上で現れた一部の問題点を改善・補完しようとする。

2. 主要内容

イ. 国際出願時の電子出願方式を拡大する(案 第 9 条の 4)

国際出願時に国際出願書を電子的方式で提出しようとする場合、国際事務局が提供するソフトウェアを利用せずに国際事務局のホームページを通じて提出できるようにする。

ロ. 請求項の一部を放棄する時の提出書類を簡素化する(案 第 19 条の 2)

設定登録と共に一部の請求項を放棄しようとする場合、納付書と放棄書を共に提出するようにしていたものを、一部の請求項を放棄する趣旨を記載した納付書のみ提出するようにする。

ハ. 優先権証明書の電子的交換のための記載情報を細分化する(案 第 25 条)

優先権証明書を電子的媒体により交換するために世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス(DAS)を利用する場合のみにアクセスコードを書き、その他の電子的方式で交換する場合にはアクセスコードを書かないようにする。

ニ. 権利移転登録に伴う特許証の再発給書類を簡素化する(案 第 51 条)

権利移転を登録した後、特許証を再び発給してもらおうとする場合、別途で特許証発給申請をしなければならなかったが、権利移転の登録申請書に特許証の再発給趣旨を記載した場合には特許証の発給申請がなくても特許証を再発給してもらえるようにする。

へ. 法律と重複する特許表示に関する規定を削除する (案 第 121 条)

特許表示や特許出願表示に該当特許番号又は特許出願番号を共に表示する一方、特許出願表示には“審査中”であることを併記するよう「特許法」で明確に規定することになり、同じ内容の施行規則の規定を削除する。

3. 意見提出

特許法施行規則の一部改正令案に対しご意見がある団体又は個人は 2017 年 8 月 22 日までに次の内容を記載した意見書を特許庁長宛てに (参照:特許審査制度課長) ご提出ください。一部の改正令案の全文をお読みになりたい方は特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令及び条約→立法予告) をご参照ください。

イ. 予告事項に対する賛成、又は反対意見 (反対の場合は理由を記入)

ロ. 氏名 (法人、団体の場合は、その名称と代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁特許審査制度課:大田広域市西区庁舎 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟 601 号 (〒35208)

電話: (042) 481-8243

Fax: (042) 472-4743

電子メール: jwkoo@korea.kr

1-2 実用新案法施行規則一部改正令 (案) 立法予告

電子官報(2017.7.12)

産業通商資源部公告 第 2017-369 号

実用新案法施行規則を改正するに当たって国民に事前に知らせ、これに対する意見を聞くためにその改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条により次の通り公告します。

2017 年 7 月 12 日 産業通商資源部長官

実用新案法施行規則一部改正令 (案) 立法予告

1. 改正理由

「実用新案法」第 44 条で準用する「特許法」第 223 条が消費者に特許に対する正確な情報を提供するために特許表示や特許出願表示方法を法律に明確に規定するなどの内容に

改正（法律第 14691 号、2017. 9. 22 施行）され、法律と重複する施行規則規定を整備する一方、

実用新案登録出願書の書式で発明者の国籍を非必須記載事項に変更し、優先権証明書の電子的交換のために入力しなければならない情報を細分化するなど現行制度を運営する上で現れた一部の問題点を改善・補完しようとする。

2. 主要内容

イ. 法律と重複する実用新案登録表示制度に関する規定を削除する（案 第 16 条）

実用新案登録表示や実用新案登録出願表示に関する従来の第 16 条を削除し「特許法施行規則」第 121 条を準用するように規定する。

ロ. 「特許法施行規則」準用に伴い、制度を改善する（案 第 17 条など）

優先権証明書の電子的交換のための記載情報を細分化し、世界的所有権機関のデジタルアクセスシステム（DAS）を利用する場合のみにアクセスコードを書き、その他の電子的方式で交換する場合にはアクセスコードを書かないようにするなど運営する上で現れた問題点を改善する。

3. 意見提出

実用新案法施行規則の一部改正令案に対しご意見がある団体又は個人は 2017 年 8 月 22 日までに次の内容を記載した意見書を特許庁長宛てに（参照：特許審査制度課長）ご提出ください。改正令案の全文をお読みになりたい方は特許庁のホームページ（<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令及び条約→立法予告）をご参照ください。

イ. 予告事項に対する賛成、又は反対意見（反対の場合は理由を記入）

ロ. 氏名（法人、団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 89（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 601 号（〒35208）

電話：(042) 481-8243

Fax：(042) 472-4743

電子メール：jwkoo@korea.kr

意見を聞くためにその改正理由と主要内容を「行政手続法」第 41 条の規定により次のように公告します。

2017 年 7 月 12 日 産業通商資源部長官

デザイン保護法施行規則一部改正令 (案) 立法予告

1. 改正理由

優先権証明書を電子的に提出できるようにデザイン保護法が改正 (法律第 14686 号、2017.9.22 施行) され、デザイン優先権証明書を書類だけでなく電子的に交換及び確認できるように法改正の内容を反映し、国際デザイン登録出願人が提出する書類に委任状を添付すれば代理人選任申告をしなくても済む対象書類を拡大し、国際登録名義人が本人の国際デザイン登録に関する手続きを進める場合、特許顧客番号の記載義務を緩和しようとする。また、政府マークが新しく作られたため部処ごとのマークも政府マークを使うことにより、デザイン登録証にある、変更される前の政府マークと特許庁マーク、その他の背景図案を削除しようとする。受理される前の出願書類のうち、出願人の要請により書類を返還する根拠となる規定を設けようとする。

2. 主要内容

イ. デザイン優先権の証明書類を提出する方法を改正する (案 第 47 条)

デザイン保護法第 51 条第 4 項で規定する「産業通商資源部令で定める国家」に対し「特許庁と外国のデザイン業務を担当する行政機関間で優先権証明書を電子的媒体により交換できる体制が構築された国家として特許庁長が告示する国家」と定義し、同項第 2 号で規定する「その他、出願が確認できる情報」に対し「世界知的所有権機関の優先権書類を電子的媒体により交換できる体制に接近するために最初に出願した国家で付与する固有番号 (アクセスコード)」と規定し、デザイン登録出願書にアクセスコードを書くことで優先権主張証明書類を提出したと認めると規定する。

ロ. アクセスコードを申請書式に明記する (案 第 95 条第 1 項第 2 号)

デザイン保護法第 51 条第 4 項第 2 号で規定する「その他、出願が確認できる情報」が取得できるようアクセスコードを申請書式に明記する。

ハ. 代理人選任申告を除外とする対象書類を拡大する (案 第 7 条第 2 項第 2 号)

国際デザイン登録出願人が提出する書類のうち「書類提出書」で提出する優先権証明書、優先権証明書の翻訳文、新規性喪失の例外適用対象証明書類に対し、代理人の選任なしで委任状だけ添付するよう規定する。

ニ. 特許顧客番号記載の義務付けを緩和する (案 第 14 条第 1 項)

国際デザイン登録出願の出願人情報は国際登録部と連動されているため国際登録名義人が本人の国際デザイン登録出願及び登録に関する手続きを進める時については特許顧客

番号は必要ではない。従ってこの場合、特許顧客番号を記載しなくても済むようにする。

ホ. 書類を返還する根拠となる規定を新設する (案 第 24 条の 2)

受理される前の出願書類のうち出願人から要請がある場合、書類を返還できるよう根拠となる規定を新設する。

へ. デザイン登録証の書式を改正する

国文と英文のデザイン登録証及び関連デザイン登録証にある、旧政権及び特許庁のマーク、背景図案など削除する。

ト. 非弁理士による代理行為の禁止に伴い、書式記載の要領を整備する

非弁理士による任意代理行為を禁止する関連事項を反映し、書式記載の要領から弁理士でない者による任意代理に関する内容を削除する。

3. 意見提出

デザイン保護法施行令の一部改正法律案に対しご意見がある機関、団体又は個人は 2017 年 8 月 22 日 (火曜) までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認した後、意見を提出するか次の内容を記載した意見書を特許庁長宛てにご提出ください。

イ. 予告事項に対する賛成、又は反対意見 (反対の場合は理由を記入)

ロ. 氏名 (団体の場合、団体名と代表者名)、住所、電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁デザイン審査政策課: 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 (〒35208)

電話: (042) 481-5766

Fax: (042) 472-7470

電子メール: lims21c@korea.kr

関係機関の動き

2-1 第 4 次産業革命の要となる国内外の知的財産権、一堂に集結

韓国特許庁 (2017. 7. 12)

韓国特許庁は 11 月 30 日から開かれる「2017 大韓民国知的財産大展」の出品作の受付が 13 日から始まると発表した。

「2017 大韓民国知的財産大展」は特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する韓国最大規模の発明・知的財産統合展示会で 11 月 30 日 (木曜) から 12 月 3 日 (日曜) までの 4

日間、ソウルの三成にある COEX で開催される。

この展示会は「大韓民国発明特許大展」、「ソウル国際発明展示会」、「商標・デザイン権展」が統合開催されるもので、約 400 点の発明品が展示される国内最高レベルの知的財産展示会である。

今年で 36 回目を迎える「大韓民国発明特許大展」では 7 つの分野、約 100 点の発明品を対象とした授賞式と展示会が行われる。出品作の受付期間は 7 月 13 日から 8 月 11 日までとなっており、学生と外国人を除く、特許・実用新案を出願中、もしくは登録した権利者とその承継人が持つ発明品（技術を含める）が対象となる。

国内最大規模の国際発明品展示会であり、今年で 13 回目を迎えた「ソウル国際発明展示会」は世界各国からの発明品を一堂に集め、優秀な発明品を選び抜く競演の場であり、7 月 13 日から 10 月 13 日まで出品作を受け付ける。昨年開かれた「ソウル国際発明展示会」では世界 31 カ国から計 643 点のクリエイティブな発明品が展示された。国内外で特許、実用新案、デザインを出願中か登録済みの権利を有する大学生以上の一般人、又は企業であれば誰でも参加申込ができる。

今年で 12 回目を迎える「商標・デザイン権展」は、優秀な商標・デザイン権公募展を通して企業の重要資産である優秀なブランドおよびデザインを発掘して表彰しようというもので、公募展の受付期間は 7 月 13 日から 8 月 21 日までとなっている。参加は大韓民国の国民でこの 5 年以内に特許庁に登録された、斬新でクリエイティブな「商標」や「サービス標」、「デザイン」の権利者であれば誰でも申込可能だ。

「2017 大韓民国知的財産大展」に出品したい個人や企業は、韓国発明振興会のホームページ (www.kipa.org) で参加申込書や出品作に対する説明要約書などをオンラインで提出することができる。出品点数は 1 人又は企業 1 社当たり 3 点までに限られる。

詳細については韓国発明振興会の知的財産振興室 (02 - 3459 - 2950、2850、2793) にお問い合わせを。

2-2 特許庁、仮想で体験する知的財産保護教育を実施

韓国特許庁(2017. 7. 13)

韓国特許庁は教育対象者自らが知的財産権の持ち主になり、自分の権利を作り守ることで知的財産保護の重要性を感じられる仮想体験保護教育プログラムを作った。

7月13日にソウルの冠岳区にある光新中学1年生を対象にし、発明や特許登録、権利保護などの体験型保護教育が行われた。これは知的財産を作り権利化につなげることの大変さを体験するような教育課程である。

プログラムの内容を具体的に見ると、教師は特許庁の役割を、教育対象者はさまざまな機能やデザインの成果物を作り出す。

教育対象者は機能やデザインの内容に関する説明書を教師に提出し、教師はその内容が新しいものか、他人に簡単に導出されるものではないかについて考えた後、申請者の権利を認める。

他のチームは既に権利化になった機能やデザインが利用できない。新しくクリエイティブなものか、従来のものより優れている機能やデザインでなければならない。

体験終了後は、知的財産保護の必要性と保護策に対し意見交換を行い、保護スローガンを作る時間を設けた。これを通じて教育対象者は知的財産保護の必要性について理解し、自ら実践できる方法について考えるようになる。

特に模倣品の根絶に向けた国民の実践意志が弱い状況で、この教育プログラムは知的財産に対する理解だけでなく、知的財産保護に向けた実践的行動を促したという点で有意義だといえるだろう。

特許庁と韓国知識財産保護院は知的財産保護に対する認識を強めるために理論説明と体験学習を並行する教育活動を、これからも行う予定だ。教育申込については韓国知識財産保護院の認識・保険チーム(02-2183-5886)までお問い合わせを。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「この教育の目的は自分が創作者になり、権利の必要性を理解することにある」とし「知的財産保護は自分の権利のように他人の権利も尊重することから始まる」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許訴訟時、動画の提出を義務付けよう

電子新聞(2017.7.7)

複雑で専門知識が必要な特許審判・訴訟のために動画の提出を義務付けるよう求める声が上がっている。

6日に開かれたIP企業委員会の会議でKAISTの知的財産戦略最高位課程(AIP)の運営委員は特許審判・訴訟に「動画の提出を義務付けるべきだ」と主張した。彼は「特許訴訟は迅速・正確・公正が命だ」とし「説明資料を動画で提出することを義務付ける必要がある」と訴えた。

専門知識を文書だけで説明するには限界があるため、特許内容を明確に説明できる動画が必要だということだ。

彼は「先端技術に対する裁判官の専門性を向上させるための解決策が示されてはいるが、その多くは時間と費用がかかる上、実効性が低い」とし「文書だけで裁判を進めると、便法や虚偽供述の可能性が高いため中小企業にとっては耐えられないほど訴訟が長期化する場合が多い」と述べた。

また、携帯用ガスレンジに関する特許訴訟で5分の動画で裁判官を説得した例を挙げ、「判事、原告、被告とも内容を理解する上で動画以上のものはない」とも訴えた。続いて動画制作費用が重荷になる個人発明家や中小企業に対し、国が制作費用を支援する政策も必要だと主張した。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 急速冷凍方式のかき氷器に関する特許出願が活発

韓国特許庁(2017.7.3)

韓国特許庁によると、かき氷器に関する特許出願件数はこの3年間(2014年~2016年)122件と、前の3年間(2011年~2013年)の23件に比べ、4.3倍増えたことが分かった。

かき氷器はパウダーアイスを作る方式により、氷を砕けたり削ったりして作る伝統的な粉碎方式と、冷却した鉄板に水をかけて瞬間的に凍らせた後、これを掻いて作る急速冷凍方式に分けられる。

粉碎方式に関する出願件数については 2011 年～13 年の 10 件が、2014 年～2016 年には 35 件へと増えるにとどまった一方、急速冷凍方式については同期間 13 件から 87 件へと約 6 倍増えた。

これは、急速冷凍方式の方が別途で氷を用意する必要がなく、パウダーアイスが雪のように柔らかい上、食感がいいというメリットがあることから最近、急速冷凍方式に関する研究が増えたためとみられる。

急速冷凍方式に関する出願 (2011 年～2016 年) を出願人別に見ると、中小企業と個人がそれぞれ 64%と 35%を占め、出願の多くを占めている。

急速冷凍方式に関する出願 (2011 年～2016 年) を技術別で見ると、急速冷凍方式のメリットを生かすための製氷生産性に関する技術が 47%と最も高かった。

次いで、衛生と安全に関する技術が 40%を占めている。これは、かき氷器が主に夏に使われる上、乳製品などの腐りやすい材料にパウダーアスを混ぜて作るため、衛生に対するさらなる注意が求められるためだろう。

他にも耐久性を向上させる技術 (9%) や製品を小型化する技術 (4%) が出願された。

特許庁生活家電審査課の課長は「かき氷器はかき氷市場の急激な拡大により関心が高まっていく分野であり、韓国国内での競争だけでなく、韓流などの影響による海外市場の拡大に備え、研究開発とともに知的財産権を通じた権利確保が重要だ」と訴えた。

5-2 応用分野の広いプラズマに関する特許出願件数が増加

韓国特許庁(2017. 7. 4)

韓国特許庁によると、プラズマに関する特許出願は 2012 年には 15 件にすぎなかったが、2016 年には 165 件へと増加し、この 5 年間 (2012 年～2016 年) 急増していることが分かった。

プラズマに関する特許出願を出願人別で見ると、内国人の場合は 2013 年までは出願がなかったが、2014 年の 3 件から 2016 年には 108 件へと大幅に増えており、産業界による出願件数が 78%を占めている。

技術分野を具体的に見ると、半導体生産のための半導体の表面工程のような表面処理用プラズマ処理装置が、2012年の4件から2014年には28件、2016年には136件へと急増し、この5年間のプラズマ技術に関する出願件数の72%を占めている。

固体状態の物質がエネルギーを受けると液体に、気体に変化し、気体にさらにエネルギーを加えると、原子核と電子に分けられイオン化状態になる。これをプラズマと呼ぶ。つまり、プラズマは電氣的性質を帯びた電子、イオン、中性粒子からなっており、電場と磁場による制御ができるため、さまざまな分野に応用できる。

プラズマを利用した表面処理技術は、気体状態の粒子を基板や物の表面に噴きつけ、絶縁膜又は伝導性の膜など薄膜を形成する技術で、従来の蒸着方式に比べ低温での作業が可能となり、膜の厚さを均一に調整でき、より細密に意図した形にすることができる。従ってプラズマ技術を表面処理に適用すると、大量処理が可能となり、毒性が強い液体化学薬品を使用しないため、公害を引き起こす工程や難工程などが代替できる環境配慮型技術という大きなメリットを持つ。

こうしたメリットを活かし、半導体高密度集積回路など精密な製造工程やディスプレイ、プラズマ表面処理を行ったガラス、プラズマ処理繊維などさまざまな産業工程でプラズマは私たちの生活を変えている。

高温状態のプラズマは核融合発電および溶接などに活用でき、摂氏100度以下の低温状態ではプラズマが周辺の気体をイオン状態に変え、物質の化学的な性質を変えることができるため、表面や空気中に含まれる汚染物質を分解・除去する上で効果的であり、殺菌や傷の治療にも適用可能であるため、今後、環境、食品、バイオ、医療、美容分野など幅広い分野で活用されると見込まれる。

特許庁電力技術審査課の課長は「半導体およびディスプレイ産業でプラズマ技術の活用が増えている」とし「バイオ分野ではプラズマを利用した殺菌と緑藻の除去、環境分野では自動車煤煙低減措置、医学分野では歯のホワイトニングおよびシミの治療など、新たな応用分野でプラズマ技術に対する需要が伸び続けているため、プラズマ技術に関する出願件数は当分、増え続けると予想できる」と述べた。

5-3 第4次産業革命、半導体製造技術に関する中核特許の確保がカギを握る

韓国特許庁(2017.7.5)

韓国特許庁はこの10年間(2007年~2016年)の半導体製造技術に関する特許出願件数

が 2007 年の 7,583 件から 2016 年には 4,241 件へと減少していると発表した。

このうち、外国人による特許出願件数は同期間、毎年 2,000 件前後で推移している一方、内国人による特許出願件数は 2007 年には 4,928 件あったが、2016 年には 1,936 件となり、2007 年に比べ半分を下回った。

特に、韓国企業の特許出願件数が 2007 年の 4,474 件から 2016 年には 1,585 件へと減少している中、大手企業では 2007 年には 2,518 件あったが、2016 年には 568 件となり、2007 年の 23%以下に急減していることが分かった。

さらに 2014 年時点でこの分野における国内出願に対する海外出願の割合も大手企業と中小・中堅企業がそれぞれ 22%、8%を占めていた。

2016 年の半導体製造技術の特許出願の割合を種類別で見ると、リソグラフィ技術 (31%) が最も高く、次いで蒸着技術 (24%)、輸送・支持技術 (18%)、研磨・切断技術 (9%)、検査技術 (5%)、エッチング技術 (5%)、パッケージング技術 (4%)、イオン注入技術 (3%)、洗浄技術 (2%) の順だった。

また、韓国と主要国を比べると、高付加価値を生む半導体製造技術であるリソグラフィ技術、蒸着技術およびエッチング技術などに比べ、洗浄技術および輸送・支持技術などで特許出願の割合が相対的に高いことが分かった。

この 5 年間の出願件数上位企業の内訳を見ると、東京エレクトロン (日本、1,164 件)、セメス (韓国、833 件)、サムスン電子 (韓国、832 件)、アプライド・マテリアルズ (米国、679 件)、東友ファインケム (韓国、648 件) の順だった。

特許庁半導体審査課の課長は「近年、半導体製造技術分野での特許出願件数が落ち込んできているが、第 4 次産業革命により爆発的に増加するとみられる半導体需要やそれにより生まれる莫大な経済的利益を考えると、韓国は半導体製造技術の中核特許を確保するために一層取り組み、現状を改めることで、半導体産業において絶対的に優位な立場を再度、固めていく必要がある」と述べた。

5-4 機能性サングラスに関する出願が増加

韓国特許庁(2017.7.6)

韓国特許庁によると、サングラスに関する平均出願件数はこの 5 年間 (2012 年～2016

年)で85件と、前の5年間(2007年~2011年)の83件とほぼ変わりはないが、機能性サングラスに関する平均出願件数はこの5年間では64件と、前の5年間の47件に比べ35%増えたことが分かった。

機能性サングラスを大きく分けると、目を刺激する光を遮断する「有害光遮断機能付きサングラス」、目に入ってくる風や異物を防ぐ「有害物質遮断機能付きサングラス」、状況によりレンズの取り外しができる「組立型サングラス」がある。

有害光遮断機能付きサングラスではミラーコーティングサングラス(84件)、偏光レンズサングラス(67件)、変色レンズサングラス(35件)の順で出願が多かった。

ミラーコーティングサングラスは前面に鏡面コーティングを行い、マジックミラーのようになっているので太陽光を反射させる効果があり、若年層には芸能人サングラスと呼ばれ人気があるため、関連出願も多いと分析できる。

偏光レンズサングラスは水面、地面から反射した光や紫外線を遮断するもので、釣りやゴルフを楽しむ人に向いている。

変色レンズサングラスは紫外線量によりレンズの色の濃度が変わるもので、室内では普通のメガネに、紫外線量が多い日にはサングラスに使える2in1サングラスである。

有害物質遮断機能付きサングラスではゴーグル型サングラス(181件)の出願がほとんどを占めており、組立型サングラスではクリップ式サングラス(59件)の出願が最も多かった。

有害物質遮断機能付きサングラスとしてのゴーグル型サングラスはメガネのレンズを目の周囲に最大限密着させ、従来のサングラスに防風機能を加えたもので、自転車に乗ったりジョギングをしたりする時、よく使われる。最近では有害物質遮断機能付きサングラスのうち、pm2.5や黄砂から目を保護するための防塵機能付きサングラスに関する出願もある。

組立型サングラスではクリップ式サングラスが代表的だ。従来のメガネの上にサングラスのレンズが付いているクリップをかけたもので、普通のサングラスの半額でサングラスをかけた効果が出せるというメリットがある。メガネの上にレンズをつけることが難しい子供のためにメガネの代わりに帽子にサングラスをかけられる帽子付着クリップ式サングラスに関する出願もある。

機能性サングラス分野における主な出願企業にはフランス光学専門企業であるエシロール (4.2%)、韓国の光学専門企業である韓国 OGK (4.0%)、米スリーエム (1.9%)、韓国の大邱大学産学協力団 (1.5%)、日本の山本光学 (1.5%)、三井化学 (1.3%) などがある。

特許庁事務機器審査課の課長は「韓国のサングラスメーカーは知名度や価格の面で高価な海外の有名ブランドと中低価格の中国企業との板挟みになっている」とし「韓国メーカーが海外企業との競争で優位に立つにはメガネをかける人の好みに合った、さまざまな機能性サングラスに関心を持ち、これに対するデザインや技術開発のために取り組まなければいけない」とアドバイスした。

5-5 エネルギー貯蔵装置 (ESS) 用リチウム二次電池に関する特許出願件数が増加

韓国特許庁(2017.7.7)

韓国特許庁によると、再生可能エネルギーの発電に欠かせないエネルギー貯蔵装置 (Energy Storage System、ESS) 用リチウム二次電池に関する特許出願件数が増加していることが明らかになった。

この10年間 (2007年～2016年) のエネルギー貯蔵装置 (ESS) 用リチウム二次電池に関する特許出願件数は計279件あった。年平均の出願件数は07年～10年には16.5件にすぎなかったが、11年～13年には31件、14年～16年には40件と増え続けている。

出願人の動向を見ると、国内出願人の割合は53%と国外出願人より多くなっている。国内出願人の内訳を見ると、企業 (78%) が最も高く、次いで大学・研究所 (17%)、個人 (5%) の順だった。出願件数ではLG化学 (59件)、BASF (15件) が多くなっていた。

エネルギー貯蔵装置 (ESS) の市場規模は再生可能エネルギー市場の成長に伴い拡大している。

従来の電力体系は、ピーク時の需要に合わせて発電容量を確保するため、電力の需要と供給のアンバランスを引き起こすという問題点があるが、太陽光、風力などの再生可能エネルギーの方は自然に依存する発電であるため、電力生産量の変化幅が大きく、電力の安定供給に問題がある。

しかし、エネルギー貯蔵装置 (ESS) を活用すると、電力需要が少ない時間に生産された

電力を貯蔵しておき、需要が多い時間に電力を供給する「負荷平準化」により、電力システムの効率を上げることでこのような問題を解決できる。

エネルギー貯蔵装置 (ESS) にはリチウム二次電池、NaS 電池、レドックス・フロー電池などの電池方式、位置エネルギーを利用する揚水発電方式、フライホイールを利用する機械式方式がある。

このうち、リチウム二次電池は高密度エネルギー、高効率エネルギー、容量が変えられる点などのメリットがあり、エネルギー貯蔵装置 (ESS) 用に最適だとされる。ただ、他の電池方式に比べ価格が高く、市場拡大におけるネックになっていたが、最近、製造コストが低下し、エネルギー貯蔵装置 (ESS) 用への導入が盛んだ。

韓国のエネルギー貯蔵装置 (ESS) 用リチウム二次電池の輸出は最近急増している。輸出増加とともに内需拡大のために、前年比2割以上増の270MWのエネルギー貯蔵装置 (ESS) を国内に普及する予定であり、その多くをリチウム二次電池が占めるとみられる。

特許庁エネルギー審査課の課長は「再生可能エネルギーに関心が寄せられる中、エネルギーを貯蔵し、効率的に利用できるエネルギー貯蔵装置 (ESS) 用リチウム二次電池市場の成長への期待が高まっており、それを受けた韓国企業による特許出願の増加が予想される」と語った。

5-6 有害環境から肌を守れ！

韓国特許庁(2017.7.10)

韓国特許庁は肌への刺激緩和および改善機能だけでなく、人体に有害な物質を遮る化粧品に関する特許出願が最近、急増していると述べた。

人体に有害な pm2.5 や黄砂が季節に関係なく発生している中、当該化粧品は pm2.5 や黄砂に含まれる重金属の吸着や肌への浸透を遮ることができるため、今後その需要はさらに伸びるとみられる。

有害物質を遮る化粧品に関する特許出願は 2015 年には 9 件にすぎなかったが、2016 年には 200% 増の 27 件となり、2017 年 5 月時点では 12 件が出願され、昨年の増加傾向が続いていることが明らかになった。産業発達による有害物質の排出増加と持続的に発生する黄砂を考えると、今後も増加傾向は続くと思込まれる。

この 10 年間の出願人動向を見ると、有害物質を遮る化粧品に関する特許出願件数は中小・中堅企業が 50 件と全体の 70% を占め、次いで大手企業 12 件 (17%)、大学・研究機関 5 件 (7%)、個人 4 件 (6%) の順であった。

ここで注目すべきは 2016 年以前までの大手企業による出願件数はたった 3 件だったが、2016 年の 3 件から 2017 年 5 月時点では 6 件となり倍増した。これは、有害物質を遮る製品に対する需要が伸び、大手企業が市場に参入しているためだといえるだろう。

特許庁応用素材審査課の課長は「pm2.5 と黄砂が毎日のように発生しているが、野外活動をあきらめるわけにはいかないため、有害な外部環境から肌を守る化粧品に関する特許出願件数は増え続けるだろう」とし「当該技術分野における知的財産権の確保は市場で競争優位に立つことにつながる重要な手段であるため、化粧品に適用する有害物質遮断技術を早急に権利化につなげることが何より求められる」と訴えた。

特許庁では優秀技術を保有する企業による特許出願が増えるよう知財権に関わる研究開発戦略の策定を後押ししており、特に海外進出を支えるために海外市場別の知的財産戦略を持続的に提供している。

5-7 セシウムなど汚染物質の吸着剤に関する特許出願が増加

韓国特許庁(2017.7.11)

2011 年の福島第一原発事故以降、放射性物質を取り除く吸着剤に関する特許出願件数が急増したことが分かった。

韓国特許庁によると、放射性物質を取り除く吸着剤に関する特許出願件数が 2016 年に大幅に増えたことが明らかになった。昨年(2016 年)の出願件数は 2010 年に比べ 15 倍になり、今年 4 月時点の出願件数は計 61 件(2010 年~2017 年 4 月)となっている。

出願された特許の多くは韓国企業・機関によるものだった。外国企業・機関による出願件数は全体の 10% にすぎない。

特に、韓国原子力研究院の出願件数が全体の 21%、慶北大学および安東大学は 16% を占めている。これは、関連技術に対する蔚珍・月城などの関心が高い上、研究開発も盛んだったためとされる。蔚珍と月城には原子力発電所が位置している。

放射性元素の中ではセシウムに対する吸着技術(*)が全体出願の 56% を占めているこ

とが分かった。これは、セシウムの半減期は 30 年であり、人の臓器や筋肉に蓄積し、不妊症、全身まひ、骨髄癌などを引き起こすためだろう。

*セシウム：46%、セシウムおよびストロンチウム：10%

他にも混じった放射性元素を吸着する技術が 26%、ヨウ素を吸着する技術は 8%であり、ウラン、ルテニウム、タングステン・モリブデンを吸着する技術も出願された。

なお、以前は天然無機物を吸着剤に使うための方法など、セシウム吸着剤を構成する材料に関する研究が主流だったが、最近は従来に研究した吸着物質の性能を改善するための研究が盛んであることが明らかになった。

セシウムのように半減期が長い放射性元素は人の体に微量でも吸収されると、長い間体内に残り有害な影響を与えるため、極少量でも完全に吸着できる技術が重要である。

特許庁精密化学審査課の課長は「韓国政府は 2011 年の福島第一原発事故以降、原子力安全法を改正するなど原子力の安全な利用に向けて取り組んできた」とし「特許庁も放射性物質による被害の予防に向けて力を入れる発明者のために、今後も関連特許の動向を提供し続けたい」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム